

第2回茨城県人権施策推進基本計画改定検討委員会 議事録

■開催日時

令和8年7月16日（木）午後1時30分～

■開催場所

茨城県庁舎5階 庁議室

■出席者

大和田一雄	弁護士
中島美那子	茨城キリスト教大学文学部児童教育学科教授
森地 徹	筑波大学人間系障害科学域助教
瀧澤 利行	茨城大学教育学部教授
吉田 勉	常磐大学総合政策学部法律行政学科教授
澤畑 英史	茨城県経営者協会事務局長 (代理出席) 事務局次長 加藤 丈
西連寺節子	茨城県女性団体連盟会長
佐藤 直美	茨城県PTA連絡協議会子育てネットワーク委員会副委員長
平塚 利子	茨城県老人福祉施設協議会副会長
川崎 紀子	茨城県心身障害者福祉協会副会長
金子 利夫	部落解放愛する会茨城県連合会書記長
新井 直樹	茨城県地域人権運動連合会代表委員
元西 利	全日本同和会茨城県連合会事務局長
井橋 昌夫	部落解放同盟全国連合会茨城県連合会書記長
根本 博文	茨城県国際交流協会理事長 (代理出席) 事務局長 庄司 智洋
間瀬憲多朗	茨城県医師会副会長
森田ひろみ	いばらき被害者支援センター事務局長
滑川 友理	特定非営利活動法人 RAINBOW 茨城
細谷あけみ	茨城新聞社取締役デジタルビジネス局長
植木 正章	水戸地方法務局人権擁護課長
市村 美江	茨城県福祉部長
石川 仁	茨城県教育庁総務企画部長

■配布資料

次第、席次表、委員名簿

資料 1：茨城県人権施策推進基本計画（素案）概要

資料 2：茨城県人権施策推進基本計画（素案）本文

資料 3：人権施策推進基本計画に係る意見一覧

資料 4：茨城県人権施策推進基本計画改定検討委員会設置要綱

1 開会

2 福祉部長あいさつ

3 委員紹介

4 議事

（１）茨城県人権施策推進基本計画（第二次）素案の概要について

資料 1 をもとに、茨城県人権施策推進基本計画（第二次）素案の概要を佐藤晴雄人権施策推進室長より説明。

【委員意見・質疑応答】

＜概要 p. 1～p. 3＞

（A 委員）

・K P I について、二つの指標が示されておりそれぞれの目標値が 85%、29.9%とされているが、何を根拠に設定されているのか。本来ならば目標値は 100%、0%と設定し目指すべきだと私は考える。

→（事務局）K P I について、1 つ目の「人権が大切だと思う人の割合」の数値目標については、直近 5 か年の平均値が 83%であり、それを上回るような目標値とした。

2 つ目の「自分の人権が侵害されたと感じた人の割合」の数値目標については、直近 2 か年の減少率が人数ベースで 3 %減少していることから、継続してそのペースで減少させることを目標に数値を設定した。

（B 委員）

・第 3 次計画に向けてはどういう形態で見直しの議論を行うつもりなのか。今後の改定でも検討委員会を開いて、総括と検討を行うつもりか。8 年とか 1 2 年とかある程度長期の期間ごとに検討委員会を開いて、その間の短い期間においては簡素に行うものと思った。

→（事務局）総合計画に合わせる形で令和 11 年度中に各委員より意見をもらって修

正していく予定。今後の改正も検討委員会を開催する予定である。

(C委員)

・素案では、心理的な啓発・教育についてだけ書かれており、実態的な改善が必要な課題については具体的な取組の推進を議論するものだと思う。具体的な取組が記載されているのであればいくつか示してほしい。

→(事務局)例えば、分野別課題「女性」の、「○今後の取組方針」の「(1)意識変革」では、啓発に関する取組について記載しているが、「(2)暴力の根絶」では、「支援体制づくりの推進」という啓発以外の具体的な取組について記載している。

(C委員)

・分野別課題「女性」については、例えば男女の賃金格差とか管理職に関する数値を記載した方がよいと思う。各人権課題の実態的な改善目標を掲げた方がよいと思う。

(D委員)

・第一次計画からの主な変更として、インターネット上の人権侵害について課題横断的な人権課題として設定し直したとあるが、特に県として重視した茨城県特有のデータのようなものはあるか。

→(事務局)全国的な問題かもしれないが、部落差別(同和問題)に関する地名や名字などをインターネット上に載せている人物がおり、当方としても法務局にそれらのページの削除依頼を行っているところである。

<概要 p. 4～p. 5>

(事務局説明)

- ・事前に委員から提出された次の意見について、説明を行う。
 - ・インターネットの人権課題は個別課題(1)～(14)の分野のすべてに絡んでおり、インターネットを切り出してまとめる今回の構成は適切な処理だと思う。
 - ・現状把握のデータを土台として計画書を組み上げると、計画書の中の「○○が必要です」等という言葉が説得力を持つ。
 - ・本文 p. 15 (2) の中の「情報の収集・発信に関する正しい知識を身に付け」という記述について、インターネットの利用分野は多様であるため、これらを「情報の収集・発信」でくくってしまうのは、少し乱暴ではないかと感じる。
 - ・本文 p. 15 (3) について、被害者が求めているのは、悪質投稿の削除である。削除することを支援するのか、削除して救済するのかは、覚悟も労力も大きな違いがある。
 - ・本文 p. 12 4段落目冒頭「こうした状況を踏まえ、被害者救済の観点から」とい

う表現について、プロバイダ責任制限法は、サービス事業者の責任範囲を限定的にした法であり、被害者を救済できないからこそ、情報流通プラットフォーム対処法では侵害情報調査専門員が新設されたため、「被害者救済の観点から」の文言を削除することが適切と考える。

- ・本文 p. 12 5 段落目冒頭「また、2021（令和3）年に、より円滑な被害者救済を図るために」という表現について、現実的にプロバイダ責任制限法は被害者を救済できない法だったので、「より円滑に被害者救済を図るために」の文言を削除することが適切と考える。

- ・本文 p. 12 2 段落目中段「外国人や同和問題に関連する方々の人権を侵害する不適切な書き込み」について、この2者だけを例示している点が気になる。障害者、生活困難者、女性、病気の人、性的マイノリティ（LGBTQ）、性同一性障害、アイヌの人々、犯罪被害者をはじめとして多くの方が差別・偏見の被害を受けている。

- ・本文 p. 12 5 段落目後段「大規模プラットフォーム事業者に投稿の削除に関し」という表現について、正確には「削除の申し出に関し」となる。

- ・本文 p. 13 「○本県の取組」6 段落目後段「内容によっては名誉棄損罪や侮辱罪の刑事責任を問われる」の表現について、「問われる」の主語が不明である。

（B委員）

- ・「モニタリング」という文言について説明がないため、どのように捉えたらよいのかわからない。誰がどのようなものをどのような基準でネット上の様々な人権侵害情報を監視するのかわからない。法務局の場合、専門家を交えて議論してガイドラインを整備したり、ヘイトスピーチについても各地の状況をヒアリングしているようである。①何が悪質で差別的なものにあたるのか、②誰がどのようにモニタリングするのか、③そのためのガイドラインはあるのか、④取り組んだ内容については公表されるのか、という点についてどのように考えているのか。

→（事務局）誰がどのような基準で行うのかについては、まだ決まっていない状況。現在、法務局に削除依頼を出しているものは、これまでも自身のサイトで人権侵害情報を掲載したことがある特定の者の投稿である。それ以外の投稿の確認・削除依頼等については、現時点では追いつかないというのが現状であり、今後の課題である。

（B委員）

- ・最近でも県北地域の部落の地名や家並みの動画が動画サイトにも上がったという話は聞いているが、悪質性の有無の判断は法務省が各法務局に動画削除に関する通知をしたからできるのであって、ガイドライン等については啓発センターでつくるのが良いと思う。

<概要 p. 6～p. 13>

(E 委員)

・分野別課題「子ども」の取組方針（１）で、「権利と表裏の関係にある自己の義務、責任」という表現は、気をつけないといけない。「義務を果たさなければ権利は与えられない」という誤解を与えかねない。また、「自己の権利」だけでなく「他者の権利」という視点、表現を入れてもよいと思う。

・分野別課題「子ども」の取組方針（５）で、「子ども食堂」と入れたほうがいい理由などあるのか。貧困対策のところに、「子ども食堂」という文言が入っていると、本来来てもらいたい人に来てもらえないといった報道などもあるので、入れなくてもいいなら入れずに、「食事」や「居場所」づくりの取組といった表現にするのがよいのではないかと思う。

・分野別課題「子ども」の取組方針（４）で、『こどもを守る 110 番の家』の協力を得て」とあるが、先々協力を得られる機関・制度が増えていくことを想定して、『こどもを守る 110 番の家』などの協力を得て」と表現した方がいい。他にも同様の表現をしたほうがよい箇所がいくつかあるので確認してほしい。

→（事務局）次回までに修正等について検討する。

(F 委員)

・「子ども」の表記を統一すべきである（「こども」、「子ども」、「子供」など表記にばらつきがある）。

→（事務局）県としては、「子ども」という表記で統一したいと考えている。

・「児童」「生徒」という表現に加え、「学生」という表現も加え、留学生についても対象にすべきだと思う。

<概要 p. 14～p. 18>

(事務局説明)

・配布資料３「意見一覧」に関する一部修正箇所について説明。

・２名の委員より事前に意見をいただいた内容（p. 3 意見 10）で、県で毎年行っているネットリサーチによる人権意識調査において、「最近見聞きした社会問題」、「人権が侵害されたと感じた状況」の設問の回答の選択肢に「部落差別（同和問題）」を追加することとした。

(C 委員)

・部落差別（同和問題）についての実態意識調査を定期的に行うべきだと思う。

→（事務局）県では引き続き、県民の人権意識を把握するためインターネットによる

調査を実施して、推移を見ていきたいと考えている。

(E 委員)

・分野別課題「外国人」の取組方針（３）教育・啓発の中で、「外国人児童生徒に対するキャリア教育支援の充実」とあるが、「日本語教育支援」を入れるべきである。

→（事務局）次回までに入れてまいりたい。

<概要 p. 19～p. 26>

(G 委員)

・新興感染症に関しては、分からないことに対するおそれから、医療従事者及びその家族が差別を受けることがあるため、正しい情報を住民の方に提供できるよう、基本計画に盛り込んで国や県で対応してもらいたい。

<概要 p. 27～p. 32>

(H 委員)

・「性自認」と「ジェンダーアイデンティティ」という言葉について、表現が混在しているため統一したほうがよい。

・本文 p. 54 にある「個性」という表現について、選択できる事柄や自身が望んだものに対して「個性」という表現は適切だと思うが、この箇所での「個性」という表現はかえって差別を助長する恐れがあるため適切ではなく、代わりに「多様性」、「性的指向及び性自認」などにした方がいい。

・分野別課題「性的マイノリティ」の取組方針（２）の中で、「県民に対して周知」とあるが、それに加えて、市町村などの行政や一般企業が認知して初めて各サービス・保障の担保になるので、「行政や企業でも各サービスの見直しを行い、サービスの適用対象とするよう要請をする」といった文言を加えてほしい。

(I 委員)

・ハラスメントに関して、当協会においては各種セミナー、講演会を実施しているところではあるが、各企業の取組によるところにはなってしまうものの、ここで出た各委員のご意見については当協会として課題感を持つ必要があると考える。

<計画全体>

(F 委員)

・感染症とハンセン病については分野別課題としてあるが、がん患者・難病患者・精神疾患の方の人権課題についても検討してほしい。「その他」として加筆できるか、個別法との関係で書けるかなど踏まえて検討してほしい。

(C委員)

・(アイヌ民族に対する差別的な展示に関する事例を挙げながら) 特定の民族に対するヘイトスピーチにあたるような表現活動を行う者が県有施設を利用する際のガイドラインを準備しておいたほうがよい。

(B委員)

・国の2次計画でも感じたが、今回の計画案について人権課題の選択と順番がよく分からない。人権侵害の実態がよく分からない。法務局では、月ごとの人権侵犯事件、人権侵犯相談数を出しているため、参考として人権侵犯に関する統計を資料として配ってほしい。

(J委員)

・分野別課題「女性」のところで、「ダイバーシティ」という表現が使われているが、あらゆるものをこの言葉に包含するのはかえって分かりにくくなっているのではないかと思う。

(E委員)

・J委員のおっしゃるとおり、分野別課題「女性」のところで「ダイバーシティ」が出てくるのは違和感がある。

(2) その他

(A委員)

・分野別課題「部落差別(同和問題)」について、国の計画では同和対策(一般対策)の見直しのときに、商工会等あるいは農協団体、農林事務所団体、中小企業、小規模事業者、不動産事業者に対して啓発すると具体的に書かれている。当方としても県にこれらの対策について具体的に計画に記載するよう申し入れしたが、素案から欠落している。また、民生委員に対して部落差別に関して普及啓発するようにとの厚生労働省からの通知が出ているが、そういうこともこの素案には書かれていない。具体的に書いてほしい。当方でも、商工会や社会福祉協議会の方に研修を行っている。また、各自治体の民生委員の会合にも講師として呼んでいただいて、研修会を実施している。就職困難者支援制度(隣保館連携方式)にも取り組んでいる中で、そのことが計画から欠落しているが、わざと欠落させたのか。

→(事務局) 事業の一つ一つを記載するのは計画になじまないと考えたため、記載していない。

(A委員)

・細かい部分を入れてもらわないと自治体の人はわからないし、自ら検証しようとする体制が整わないため、ぜひ県計画でも国計画と同じように細かく書いてほしい。

(A委員)

・当方では10年以上前から人権条例を制定してほしいと要望してきたが、つくる気はないのか。

→(事務局) 条例については、県としては現在のところ第2次計画を策定し、それに基づき施策を実行していくことで、人権啓発・教育を実施していくことで課題の解決につなげていきたいと考えている。そのためにも、今回の改定では計画期間を3年として、その後も4年ごとに見直して社会情勢の変化に対応していきたいと考えている。

(C委員)

・基本計画を作って施策を進めていくことと、県として条例をつくることは何ら矛盾することではない。男女共同参画の条例や子どもに関する条例もある中で、なぜ今回は条例が後回しになるか分からない。条例を作成することで、県民へのアピールにもつながると思う。その中で基本計画を進めるということになぜならないのか。

(B委員)

・委員会の設置目的からして条例策定を論議する場所ではない。条例策定については議会や行政機関の中で十分議論し県民に提示するのが筋である。どこの条例にも人権尊重の意識を高めるために行政が行う施策に県民の協力を求める県民の責務というものが入っており、条例は強制の側面がある。例えば人権とは何かとか、こういう課題があるとかいった内容、これを行政が教育する、啓発する方向に県民は協力しなければならないというのが、条例の持つ役割である。強制を持って、県民に考える内容を指示するのは、県民主体からしていかがなものかと私は思う。(条例が)なくても、(本素案では)結構強制的な内容になっていると思う。だから、条例制定については別途議論してもらいたい。でなければ、まとまるものもまとまらなくなってしまうことを危惧する。

(C委員)

・私はそうは思わない。ここは茨城県で唯一人権について議論する場であるため、ここでも条例について結論を出してくれというのは無理な話だと十分理解しているが、ここに集まっている各人権課題に取り組んでいる代表のみなさんの総意として、茨城県でも他県と同様に、人権を守るという条例が必要であるという意思表示をしたいと考えている。

(K委員)

・条例というのはまさに法に基づく行政ということで、条例ができると行政はそれに基づく行政実務を行うという仕組みになっている。茨城県の最近の条例について研究しているが、茨城県は議員提案条例が多い。理念型の条例について、執行部が提案するというよりも、県民の意向を踏まえた議員提案条例が多い。茨城県では5年連続で議会改革度ナンバー1である。その最たる理由は、議員提案条例によって執行部に対して提案をしている。この行政スタイルは模範となっているところでもある。条例の制定については議会の動向も見ていくとよいと思う。

(C委員)

・条例制定には議会が前提になると思うが、各人権課題に関する団体の声も必要だと思う。

(委員長)

・本検討委員会の役割については、様々な専門機関の方々から色々な意見を伺う場であり、それによって最終的に県が計画を策定することだと思いますので、それも踏まえて事務局で検討していただきたいと思う。

5 閉会